

令和5年第7回玉名市農業委員会総会議事録

令和5年7月5日（水）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	7番	田端 末雄	8番	本田多美子	10番	澤村 哲志
11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎	13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美
15番	境 浩之	17番	中山 一久	18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

6番 土田 健一 9番 岡村 栄一 16番 高島 尚

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	梅田 政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭
推5	安田 謙二	推7	船津 和利	推8	上田 龍介	推9	平野 雅久
推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推12	高本 昌揮	推13	宮永 義一
推15	大家 泉	推16	園田 勝義	推17	永田 眞一	推18	後藤 雄一
推19	坂門 聡一						

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推6 縄田 伊知郎 推14 東 直幸

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 二階堂正一郎 次長 西山 美和 係長 園木 俊範
参事 磯野 真悟 主任 大原 三和
会計年度任用職員 小山久美子

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
第30号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第18号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第19号 農地の形状変更届について
第20号 許可申請の取下げについて

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めたいと思います。

それでは、本日は農業委員総数19名のうち土田委員、岡村委員、高島委員からの欠席の届けがあっており、16名の御出席でございます。また、最適化推進委員総数19名のうち、縄田委員からの欠席の届け、東委員がちょっと連絡がつかなかったということで、17名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和5年第7回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆さん、こんにちは。

本日は総会ということで、梅雨の真っ直中ですがけれどもお集まりいただきましてありがとうございます。

先日の大雨で熊本県内に線状降水帯ができたということで、益城町は大変な被害が、山側が崩れたということでニュースがあっておりましたが、あの辺も私、年に4、5回ぐらい通りますので、あそこかと思いつつながらニュースを見ていました。皆さん大変だなあと思っています。本当にお見舞いを申し上げたいと思います。

玉名はあんまり被害もなかったんだろーと思えますけれども、まだ雨が続く、天気予報を見ると来週あたりから晴れのマークがついているので、そろそろ梅雨明けかなあと自分なりにはただ思っていますけれども、今後の状況はどうなるかわかりませんが、皆さん気をつけていただきたいと思います。

それから、もう一つは、いつもいつもですけどコロナの話をせんといかんかなあと、コロナは沖縄で大変増加しているということで、全国的には徐々に増えているというニュースがありますので、少しはコロナの対策もしながらということになるだろうなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからですね、皆さんのお手元に農地パトロールの紙が配ってあるかと思ひます。農地パトロールが8月に予定をされていますけれども、多分そのときにタブレットという話があるかもしれません。今、地区にタブレットをお配りしてあるかと思ひますが、少しはタブレットにも慣れていただかんといかんかなあと思ひるので、よかなら地区で話し合つてですね、地区に何台かあると思ひるので、一週間なら一週間、10日から10日ぐらい連続で預かつて、自分の家辺りとか周りの農

地辺りを探すとか、そんなことを少し練習していただければ、少しでも慣れるのかなと思うので、そのへんのところを地区で話し合っていていただいて、慣れていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

きょうは、議案としてですね、3条関係11件、5条が15件、集積計画が44件です。報告が22件となっていますので、皆さん方の慎重なる御審議をよろしく願いしまして、議案に入りたいと思います。

よろしく願いします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、本日の議事録署名につきましては、委員番号14番の徳井勝美委員と15番の境浩之委員をお願いいたします。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしく願いします。

併せまして、採決の際は、議決権のある農業委員のみで挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは初めに、議第28号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は11件です。

このうち受付番号7番につきましては、玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限規定に嶋田推進委員が該当するため、受付番号7番を除いて1番から6番、8番から11番までを先に採決をして、最後に7番の審議前に嶋田推進委員の退室を求めます。

それでは、事務局より7番を除きまして説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案1ページをお願いいたします。

議第28号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和5年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、岱明町と亀甲の申請人で、岱明町の田2,354㎡外7筆、11,240㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。報告第18号9番と関連しております。

2番、神奈川県藤沢市と大浜町の申請人で、大浜町の田334㎡外1筆、計2,283㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。報告第18号10番と関連しております。

3番、大倉の申請人で、向津留の田1,409㎡を相手方の要望と規模拡大のため

め賃貸借権を設定するものです。

2 ページになります。

4 番、熊本市と寺田の申請人で、寺田の畑 9 2 m²を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

5 番、岱明町と津留の申請人で、津留の畑 4 0 9 m²を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

6 番、譲渡人が東京都多摩市の申請人外 3 名のそれぞれ持ち分が 4 分の 1 と、譲受人が玉名郡玉東町の申請人で、上小田の田 7 0 0 m²を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

3 ページをお願いいたします。

8 番、横島町の申請人で、横島町横島の田 6, 1 2 2 m²外 1 筆、計 6, 7 2 2 m²を子へ贈与するものです。

9 番、天水町の申請人で、天水町部田見の田 1, 5 7 6 m²外 6 筆、計 8, 5 9 8 m²を農業者年金受給に伴う後継者の変更で設定をするものです。

1 0 番、天水町の申請人で、天水町竹崎の田 1, 3 6 0 m²のうち 8 6 0 m²を農業者年金受給に伴う設定を行うものです。

4 ページです。

1 1 番、天水町の申請人で天水町小天の畑 1, 5 3 4 m²外 1 5 筆、計 2 1, 5 7 8 m²を農業者年金受給に伴う再設定を行うものです。

以上 1 0 件、合計 5 3, 8 9 1 m²につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

去る 6 月 2 9 日及び 6 月 3 0 日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号 7 番を除きまして、順に委員の説明をお願いします。

それでは、1 番をお願いいたします。

○推 1 番（水本信之君） 推進委員 1 番、水本です。1 番の案件について御説明いたします。

譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人は労力不足、譲受人は相手側の要望で、現地調査の結果、問題ないと判断します。

審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○推3番（田中正通君） 推進委員3番、田中です。

この案件はもともと作付けをしている田2枚を譲渡してもらうものでありまして、何ら問題ございませんが、334㎡はあまりにも狭くて、隣の作付けしている方に貸し付けているということです。両方名義が変わるだけで何ら問題ないと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番、4番は同じ委員ですので、続けてよろしく申し上げます。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。3番の案件について説明します。

申請農地は、賃貸人が労力不足、賃借人が規模拡大で、現地確認したところ何ら問題もなく許可相当と認めます。以上です。

続きまして、4番の案件について説明します。

申請農地は譲渡人が労力不足、譲受人は相手方の要望ということで、現地確認しましたところ、申請農地は譲受人の農地と隣接しており、また、農機具等も保有されているため許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番、6番につきましても同じ委員なので、続けてよろしく申し上げます。

○推7番（船津和利君） 推進委員番号7番、船津です。5番の案件について説明いたします。

この土地については、譲受人が昭和49年ころからですね、親の代からずっと管理、耕作されていた土地を、今度贈与として受けるものです。譲渡人は労力不足と譲受人は相手方の要望ということで、何ら問題ないと思います。

6番について説明いたします。

6番の案件については、共同の土地を今度譲受人が売買して買う土地ですけれど、現地確認しているときですね、隣との境が全然わからなくて、譲受人とちょっと話をして、結局隣の土地が共同所有者の1人の土地が隣にあるということで、もしも隣との問題が生じた場合は、所有者は一緒ということで、最終的には何ら問題ないということで、譲渡人は労力不足と譲受人は相手方の要望で、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願いいたします。

○15番（境 浩之君） 農業委員15番、境です。8番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係で、譲受人は新規就農の申請も出されております。親子間の贈与で問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、9番をお願ひいたします。

○推17番（永田眞一君） 推進委員17番、永田です。9番の案件について説明いたします。

使用貸人と使用借人は親子関係です。農業者年金受給、また後継者変更です。何も問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、10番をお願ひいたします。

○17番（中山一久君） 農業委員17番、中山です。10番の案件について御説明します。

使用貸人、使用借人、親子関係で、農業者年金受給のための設定です。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、11番をお願ひいたします。

○推18番（後藤雄一君） 推進委員18番、後藤です。11番の案件について説明します。

申請地は使用貸人が父、借人が子の親子間の使用貸し借りを希望する農地です。農業者年金の再設定のため、許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

3条申請につきまして、1番から6番、8番から11番の10件につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問なければ採決に移りたいと思います。

議第28号農地法第3条の規定による許可申請10件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願ひします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第28号、受付番号1番から6番、8番から11番につきましては、許可することに決定いたしました。

ここで議第28号、受付番号7番の審議に入る前、議事参与の制限規定により、嶋田推進委員の退室を求めます。

— 推10番 嶋田裕一君 退室 —

○議長（下川 安君） 嶋田推進委員が退室されましたので、事務局より7番の説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 3ページをお願いします。

7番、岱明町の申請人で岱明町上の畑1,011㎡外3筆、計2,315㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

去る6月29日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） それでは、事務局の説明が終わりましたので、7番につきまして委員の説明をお願いいたします。

○11番（木村昌治君） 農業委員11番、木村です。7番の案件について説明します。

申請地は岱明町上の4筆で2,315㎡になります。取付道路等もあまり整備されていないことや、農地自体も管理不十分な土地の贈与となりますけれども、譲り受けたあとは小麦などの作付けを予定しております。

現地調査の結果、問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請、7番につきまして委員の説明が終わりましたが、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第28号農地法第3条の規定による許可申請、受付番号7番につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくをお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第28号、受付番号7番につきましては、許可することに決定いたしました。

議第28号、11件全て採決が終わりましたので、嶋田推進委員の入室を求めます。

— 推10番 嶋田裕一君 入室 —

○議長（下川 安君） 嶋田推進委員が入室されましたので、引き続き審議に移りたいと思います。

次に、議第29号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は14件です。

このうち受付番号9番につきましては、玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限ですけれども、その規定に嶋田推進委員が該当するため、受付番号9番を除いて、受付番号1番から8番、10番から15番まで先に採決をして、最後に9番の審議前に嶋田推進委員の退室を求めます。

また、1番、8番、9番、10番、15番につきましては、始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が始末書を読み上げますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務局より、9番を除きまして説明をよろしくお願いたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5ページをお願いたします。

議第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が山田の畑1,522㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番は取下げです。

3番、申請物件が小浜の畑732㎡で、転用目的は住宅兼喫茶店です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

続きまして、6ページです。

4番、申請物件が滑石の畑128㎡外1筆、計257㎡で転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。この案件は、報告第18号11番と関連しております。

5番、申請物件が伊倉北方の畑6.02㎡外1筆、計31.02㎡で転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が伊倉北方の畑9.76㎡で転用目的は宅地拡張です。農地区分

は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が寺田の畑18㎡で転用目的は広告用の看板設置です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7ページをお願いいたします。

8番、申請物件が岱明町上の畑875㎡で転用目的は農業用資材置場及び酪農業施設内道路です。申請地は、農用地区域内にある農地であり原則許可はできませんが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、農業の用途に供することから許可は可能と判断しております。

10番、申請物件が岱明町大野下の畑180㎡外1筆、計197㎡で転用目的は進入路及び宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。報告第18号15番及び16番と関連しております。

11番、申請物件が岱明町野口の畑753㎡外1筆、計911㎡で転用目的は共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

8ページになります。

12番、申請物件が岱明町扇崎の畑268㎡で転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

13番、申請物件が横島町横島の畑96㎡で転用目的は農業用資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

14番、申請物件が横島町横島の畑335㎡で転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。報告第18号12番と関連しております。

15番、申請物件が天水町小天の田273㎡で転用目的は農業用車両置場及び農機具置場です。申請地は、農用地区域内にある農地であり原則許可はできませんが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、農業の用途に供することから許可は可能と判断しております。

以上13件、5,524.78㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全て

の項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る6月29日及び6月30日に地元委員同道の上、現地調査も行っています。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、9番を除きまして1番から委員の説明をお願いします。

まずは、受付番号1番の始末書につきまして、事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、受付番号1番の始末書が読み上げられましたので、まずは受付番号1番から7番まで順に委員の説明をお願いします。また、連続して説明される場合は、続けてお願いいたします。

それでは、1番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

申請地は山田の野口から500mのところにあります。転用目的は1,522㎡、転用目的は駐車場です。給水はなしで、排水、雨水のみで自然浸透する。万が一被害が生じた場合、責任をもって対応します。

以上調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

2番は取下げなので3番をお願いいたします。

○推2番（梅田政次郎君） 推進委員番号2番、梅田です。3番の議題に対して説明いたします。

場所はですね、滑石小浜の飲食店からちょっと入ったところなんですが、住宅兼喫茶店ということで、場所的には農地とは水路と道路によって分断されており、隣は片側が神社でもう片側は住宅地となっているため、農地への悪影響は全く生じないと思われまます。給排水計画については、上水道は接道に既に伸びている水道を引き込みます。排水については、雨水は家屋周囲のU字溝から西側の水路へ、生活排水は合併浄化槽を設置し、西側の水路へ行う予定です。着工自体は、かなり1年ほど長くみてあり、譲受人自身がDIYとしてログハウスを自分で時間の空いたときに建てられるということなので、ちょっと長く期間はみてあります。

現地調査した結果、何ら問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、4番をお願いいたします。

○4番（岡田正治君） 4番の案件について説明いたします。4番、岡田です。

申請地の滑石小学校北側500m、グラウンドのところに位置し、畑128㎡、畑129㎡、計257㎡の土地になります。住居を建設する床面積は1,131.66㎡の個人住宅を建設するとのことです。道路より低いためブロックで囲み盛土をする。給水方法については、玉名市の公共上水道施設を利用するということです。また、排水方法につきましては、雨水については敷地内に雨水用枡を設置して、上水路を東側の道路側溝に流出いたします。また、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、道路東側の側溝に流出いたします。被害防除計画といたしましては、万一被害が発生した場合、責任をもって対応するということです。

以上、問題ないと思います。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、5番、6番につきましては同じ委員ですので、続けて説明をよろしく願います。

○7番（田端末雄君） 農業委員7番、田端です。5番の案件について説明します。

申請地は、伊倉の印刷工場より北側約70mぐらいの畑地です。この土地に隣接して住んでいる譲受人は、亡くなった父親から土地、家屋を相続しておりますが、測量をしてみたら自宅に入る通路が境界からはみ出しているということが判明し、境界どおりにブロック積みを築造しなおすことは経済的にも不利なため、はみ出している部分を分筆して売買することで双方が合意し、今回申請するものです。

現地調査を6月30日に行いましたが、仕方がない、特に問題はないと思います。続いて、6番の案件について説明します。

申請地は5番の畑地とつながっている西側の9.76㎡です。譲受人は平成26年7月に売買により所有権を取得して住宅を建てておりますが、譲受人の前の所有者は境界がはみ出している事実を承知していましたが、是正されないでこれまでできていたが、是正の方法を模索しておりましたが、L型擁壁等を壊すよりも今回分筆して譲受人がはみ出している部分を有償にて譲り受けることで、双方が承知したので申請するものです。給排水はなしで雨水は自然浸透です。

問題はないと思いますが、審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、7番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。7番の案件について説明します。

申請地は玉名市寺田で、近くにはコンビニエンスストア、ドラックストア等があり、国道208号線玉名バイパスの交差点で、信号の北側になります。ここに広告用看板の設置を目的とされています。事業面積18㎡、内転用面積18㎡、看板、サイズが横3m×縦2m程度、支柱2本が立ちます。給排水計画では、給水はあり

ません。生活雑排水、汚水は発生しません。雨水は敷地に自然浸透します。工事をする際には周辺に迷惑をかけないようにする。万が一被害が生じた場合は、申請者が責任をもって解決するとのことでした。

現地調査した結果、何ら問題なく許可相当と判断しました。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番ですけれども始末書が出されておりました、事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 8番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 今、始末書が読み上げられましたので、受付番号8番につきまして、委員の説明をよろしくお願いします。

○11番（木村昌治君） 農業委員11番、木村です。8番の案件について説明します。

申請地は、岱明町上の牧場の敷地として利用しているもので、875㎡の農地です。今、始末書として読み上げられましたとおり、申請地は平成20年より施設内道路、資材置場などの農業用施設用地として利用されています。被害防除計画については、現状のまま推移していくということになります。万が一周辺農地及び隣接住宅等に被害が生じた場合及び生じる恐れがあるときは、申請者が責任をもって対応します。

以上、現地調査した結果、現状維持で推移していくことに問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番につきまして、これにつきましても始末書が出されておりますので、始末書を担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 10番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま受付番号10番の始末書が読み上げられましたので、受付番号10番から14番まで、順に委員の説明をお願いします。

それでは10番をお願いいたします。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番、西本です。10番の案件について説明します。

申請人は現在、玉名市滑石に居住しています。このほど亡きお婆の財産、大野下の宅地と建物を現状のまま相続しました。先ほど事務局より始末書の説明があったとおり、申請地には既に宅地、建物が建っています。この建物は昭和51年10月ごろ建築され、約47年間亡きお婆夫婦が生活されていた宅地、建物です。相続した上で宅地、建物を調査したところ、宅地について現状の南側ブロックまでのはずが約12㎡畑にはみ出しており、また、敷地の進入路180㎡を既に利用している

ため必要です。そのため譲渡人に相談し、進入路より180㎡と宅地の17㎡を譲り受け、拡張を申請したということです。給排水については発生しません。雨水は敷地内自然浸透です。

以上現地確認した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、11番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。11番の案件について説明します。

譲渡人は共同名義で2人います。共同地は、玉名市岱明町野口、畑753㎡、もう1筆が同じく畑158㎡、計の911㎡です。譲受人は玉名市築地の人です。場所、県道玉名長洲線の玉名市岱明支所より150m東側の空き地です。民家の間の宅地で、共同住宅1棟2階建てを建築予定です。敷地はですね、北側、東側、西側、三方をブロック塀にするということでした。それから給水は玉名市の水道、生活排水は公共下水道へ接続ということです。それから雨水は側溝に流します。万が一被害が発生した場合は、建て主が責任をもって対処することのようでした。

以上現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、12番をお願いいたします。

○14番（徳井勝美君） 農業委員14番、徳井です。12番の案件について説明します。

転用の目的は個人住宅です。使用貸人と使用借人は親子関係です。土地所在地、玉名市岱明町扇崎、地目は畑です。面積は268㎡、専用住宅1棟を構築するものです。主要面積268㎡のうち建設面積が136.63㎡です。木造平屋建てです。給水、市の上水道を利用するということです。排水については、雨水は敷地内で浸透枳を設置して側溝に流すということです。生活雑排水は、汚水の処理は市の公共下水道に流しますということです。被害防除計画、農地との境界にブロックを設置し、土砂流出がないようにしますということです。万が一被害が生じたときには、申請者が責任をもって解決するとのことでした。

現地調査の結果、周辺への被害はないものと判断し、許可相当と思います。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、13番をお願いいたします。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。13番の案件について御説明いたします。

転用目的は農業用資材置場で、売買の申請です。面積は96㎡です。給排水計画ですが、給排水の必要な用途に使用をしないため不要だということです。雨水は自然浸透、被害防除計画は、整地する程度で切土や盛土を行わず、農業用資材等にはブルーシートなどで覆い、飛散防止をとり対策をするということでした。

以上、現地調査をしました結果、何ら問題なく許可相当と思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、14番をお願いいたします。

○15番（境 浩之君） 農業委員15番、境です。14番の案件について説明します。

申請地は、横島支所より南へ1kmほどの場所で、申請人は現在貸家住まいから住環境の整った地区で、親の住居に近い祖父の土地を借りて自己用の専用住宅を新築し、居住する計画としているものです。申請地の北側と南側は道路、西側、東側は畑です。転用面積は335㎡、給水は個別の井戸を掘り、生活雑排水は公共の下水道に接続します。雨水は自然地下浸透及び集水桝に流水後、市の下水道に放流します。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思いますが、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして15番ですけれども、これにつきましても始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 15番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま受付番号15番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしく願います。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。15番の案件について説明します。

申請地は、玉名市天水支所から西側、約700mの距離の国道501を越え、さらに50m西へ、併せて天水支所から西へ750mほど離れた場所で、東側の国道501沿いには饅頭屋、ガソリンスタンド、個人住宅等が建ち並んでいます。申請地は集落内に所在する農地で、西側は申請人の個人住宅、南側も道路を挟み個人住宅、北側は農地を隔てて住宅、東側は道路との間に水田が1枚あります。申請人は隣接する申請地を農作業の効率化のために、農業用車両置場及び農機具置場として取得する計画です。用途区分の変更面積は273㎡で、南側を走る道路と同程度の

高さに埋め立て造成してバラスを敷いてあります。給排水の計画については、給水、生活雑排水はなく、雨水については自然浸透し、汚水は既存の西側排水路に接続して流すということです。万が一被害が発生した場合は、申請人が責任をもって対処するとのこと。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請につきまして委員の説明が終わりましたが、ここで皆さんから9番を除いてになりますけれども、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。8番、9番、13番、15番を見ていただきたいんですが、備考に、農用地区域内（用途区分変更のみ）が8番、9番、15番に書いてあって、13番は農用地区域外で農業用施設に転用する。こちらは農用地区域内で農業用の施設等に転用するということだと思うんですけど、この農用地区域内と農用地区域外で転用申請とかそうするときには、何か違いがあるんでしょうか。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。農用地区域とは、農業振興地域内における農地で農業以外の目的で使用する場合には農用地区域からの除外が必要となりますので、農業政策課で農振の除外申請、または農業施設で利用するというのであれば、用途区分の変更申請が必要です。今回議案にもありますが農業用施設用地に変更した後に、4条、5条の転用申請をしていただく流れになります。また、農用地区域外については除外も用途区分変更も必要ありません。以上です。

○8番（本田多美子君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（下川 安君） はい、坂本委員。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。15番の案件についてお伺いしますが、これ始末書を読んで理解しましたが、この現地調査のときは見てそのまま許可相当だと判断されたんでしょうか。それとも、例えば砂利を敷いたらちょっと撤去してくれとか、そういう指摘あたりはされたかどうかお伺いします。

○18番（田上靖晃君） やっぱり見てですね、4人の委員、推進委員で見たんですけども、それでこういうことはという注意はしました。ただ、現状を見てみますと、既に隣接するところに田植えをされる水田があるわけですね、ですから、ここを今、申請地をそのままにしとくよりも、ちょうど上げたほうが田植機とか車が入れて、作業がしやすかったという譲渡人の都合を考えまして、やむを得ないかなという感じで、以後はこういうことはやめてくださいという指摘で終わっております。

○5番（坂本正敏君） 例えば、原状復帰に戻してくれとか、そういうとはせずに、こ

れはしよんなかたいということ。

○18番（田上靖晃君） 原状復帰をやれば譲渡するほうの水田耕作にですね、やっぱり支障があるかなということ。

○5番（坂本正敏君） そのときだけです、見る現地調査して、ちょっとだけできんかなあ、原状復帰のまねごとぐらいしてもらえんかなあ、それをすると許可をします、要するに今言われた誠意を見せてほしいなど、私、何回かあったんですよそういう案件が、そういうとも必要じゃないかなと私は思いましてですね、質問をしております。

○18番（田上靖晃君） 確かにそういう気持ちを持ってですね、指導はしましたけれども、今回はこれで収めるということで妥協したということです。

○5番（坂本正敏君） わかりました。

○議長（下川 安君） ほかに何かございませんでしょうか。

はい、梅田委員。

○推2番（梅田政次郎君） 推進委員番号2番、梅田です。今の現地調査して原状回復の指導ですよ、指導とか、もうちょっと誠意をとか今、話が出たんですが、先月の議案とは別にコンクリートで埋めていたという件の話をしましたけど、事務局でこの間現地調査のときに、申請を出してくれればそれで通すという形になったらしいんですが、こうやって今、原状回復を今まで私が推進委員になってから2件ほど申請出して原状回復させたという事例があるんですが、そのことに関してはじゃあどうなるんですかという質問をしたところ、事務局側からの回答としては、そのやり方は間違いだったと、だから原状回復をさせなくてよかったらしいんですよ、ということですよ、事務局としては、だから、原状回復をさせた方から、もし何か言われたときはどうするんですかと。だから、まずは原状回復の前に、指導とかですね、申請を出しなおしてくれとか、手順が飛び越えていたという話なんですけど、それは県からの回答だったみたいなんですけど、じゃあ先にやっちゃって、すみませんでした、じゃあ申請しますで通るということですよって私は受け止めたんですけど、それが農業用の施設ならなおさら通りやすいみたいな、農業に関してそこをコンクリートで埋めました、道路にしました、じゃあ原状回復はできないですから申請を出してくださいと、だから、やってから注意されて申請出せば通ると、そういう回答だったので、今回、今、原状回復とか、強制的な、お金もかかるわけじゃないですか原状回復させると、そういうところは飛び越えないで、とにかくどういうふうにしたら一番損がないかとかですかね、そういう形に持っていく方向にしないといけないのかなと、だから原状回復してもらった方には申し訳ないんですけど、それは間違いのやり方だったと回答を受けました。

なので、坂本委員とか、誠意をもって、確かに誠意は大事だと思うんですけど、形を、気持ちを、悪質性がないかどうかという確認のために、少しでもちょっとするという行動というのは大事だと思うんですけど、でもそこにつけ込んで勝手にして突っ込まれて、あ、すみませんでしたと農地を変える方が増えないかなって思ったんですよね。用途区分の変更といってもですね、コンクリートで埋めたところが農地の形じゃなくなるので、作物を植え付けられないので、その減った分の面積はどうなるのかなと不思議に思うんですけど、こうやって転用するならまだしも、農地のまんまコンクリートで埋めた場合はどうなるのかなと思うんですけど、いろいろ話して質問的にはまとまっていないんですけど、一応以上です。

○4番（岡田正治君） 今の話に通じてちょっと説明を求めたいんですよ。この前ですね、私事で現地調査、現地だけ見てですね、早退したんですけど、その間際、農業委員会の職員がですね、おられましたけど、説明を、農業法人ですね例の、説明をされよったんですけど時間がなくて私、帰りました。そのときの説明をもう一回詳しくお聞きしたいんですけど。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。先月からですね、梅田推進委員から、違反転用事案の報告という形でですね、皆さんに写真を付けてから説明をさせていただきました。内容としては、農地の一部に入り込んでコンクリート等をして、道路の道幅を広くしているものや、農作物の集荷作業等を行うために、農地の入口の部分にコンクリートを舗装している事例の報告があり、今現在、農業法人と許可不要転用届出の提出をしてもらうことで、今、話を進めております。

原状回復の勧告につきましては、先月から、きょうもそうなんですけど、委員からお話があるんですけど、県に確認したところ、原状回復の確認につきましては、その土地及び周辺における土地利用の状況並びに関係人の利益を総合的に考慮して、特に必要があると認めたときは、農業上の利用が確保できる状態にするよう期限を定めて勧告することになりますので、事務局としては、農地違反に対して安易に追認するという考えはございませんが、違反転用に至った経緯や当該農地の立地状況、関係人の利益、所有者の同意等が得られていれば、農地法第51条第1項に規定する原状回復等を命じることとなる特に必要があるときに該当するとまではいえないと考えることから、当該案件につきましては、届出を出してもらうということで御理解をいただきたいと思っております。

以上ですね、申請人に対しては、始末書の提出を求めるとともに、二度と違反行為が行うことがないように指導したいと考えております。

○4番（岡田正治君） いやいやいや、それは違いますよ、違反行為でしょう。何カ所違反行為しとったですか。玉名平野の橋げたを設置して道路を拡張しとつとか、苦

情が出てそれを研った、別のところも、何回も何回もしよるんですよ、わかりますか。（「はい」と呼ぶ者あり）学習能力がない、反省の色もない、何もないないないですよ。今回の地主に対して一言もなく、向こうが言うには、「道路が広くなったから便利でしょう」、あそこは誰も通らんとです。普段は家1軒しか通らんですよあそこは、別に広くなろうがあんまり価値は生まれんとです。ただ自分の目的だけです。（「駐車場だけ」と呼ぶ者あり）いや、駐車場じゃなくて、それもあつてですけど、便利なごつ勝手に地主に許可も得ず拡張しとると、それをあなたたちは、ああよかですよ、始末書ですませましょて、今それを現状で今しよつとですよ。どういことですか。玉名市農業委員会、荒尾市農業委員会、熊本市農業委員会いっばいあるでしょう、統括しとるところはどこですか。農業委員会の方は市役所の人たちがいますね、農業委員会に入っています。しかし、統括しとつところはどこですか、県の農業委員会ですか。県の農業委員会から指導を受けてきとると、全部。指示、指導、全然あなたたちの話は矛盾しとる。農地を守ろうとか全然ない。滑石の人たちはですね、かなり反対者が多かですよ、勝手にしまくつとるから。俺たちが知つとつとこでもそのぐらい、俺が知つとつとこは少ないほうですよ。また全然わからんでちよつとしとつとこも結構あると思いますよ。何かちよつと聞いたですけど、さっきの話、原状復帰もうせんでよかですよと、私たちが間違えてましたて、それはどこからくつとですか。裁判になったら、まず裁判にならんですよ、負けるから、受けきらんから。じゃあ先方としてね、さっき梅田君が言っていましたけど、今まで2件ありましたよ、原状復帰させたところは。じゃああの人たちは金戻せて言うてもよかつですよ。裁判ならんでしょう、玉名市が、あたたちが受けきらんけん。なんかそこが矛盾しとろが、わからん。俺が言うのはおかしいですかね、皆さんにちよつと知ってもらいたいんですよ。

○5番（坂本正敏君）　そういう決まりがあるならば、現地調査なんかは意味が全くないですよ。

○4番（岡田正治君）　いらんですたい、俺、行かんでもいいんじゃないの。

○5番（坂本正敏君）　事務局が判断するというか、私たちが反対しても事務局は許可相当ですよということがなってしまうとでしょう。例えば、この案件、許可申請が出て、私たちが皆さん反対しても何の問題もなかつでしょう、向こうとしては。私はずつと、農業委員会はおかしおかしおかし、ずつと最初から言ってきたつが、やっぱりここに集約されとつとつとですね、この問題に。これをどぎゃんやつと変わるかなあていうと、やっぱり法律変えんとしゃがどがんしよんなかて思うとですね。ここでどぎゃん話ばしたてちゃ。

○4番（岡田正治君）　法律を決めるのは代議士の先生方でしょう。じゃあ代議士の先

生方も結果的に汚れまくって、土地の、そういう助かっとなる人が多いんじゃないんですか。だけん決めるのを決めきらん。例えば、教育委員会がやっぱり処分しきらんと一緒にすたい、身内が身内ば処分しきらんて。だけん今、第三者委員会とかなとととですかね。そらそうでしょう、身内が身内ば処分しきらん。法律で決めるとか代議士の先生、そういう人たちが自分の首を絞めるようなことを決めんですよ。

○5番（坂本正敏君） これはどこからどこまでが許可で、どこからどこができていうと、全くできていうとが全くなかです。もう全部許可相当です。

○3番（村上孝夫君） やったもん勝ち感がありますよね。

○4番（岡田正治君） もうしよんなかたい、始末書の申請で処理しますよ、今はそがんでしょうからしよんなかたい。今さら申請出しなさせて、事務は逆になるばつてんで。しかし地主もなんも認めとらんとですよ、農業委員もなんも認めとらんとですよ。自分の便宜上道を広げただけですよ。そういうことを単純に安易に認めてよかとていうことになつてすたいね。それを揉め事を避けたいために、自分たちの保身みたいなそういうところが見え隠れするような気がするんです。残念ですよ。

だから坂本委員が言いなつたごと、現地調査とか、また農業委員でいらんとじゃなかつですか。何もね指導の力もない、ただ見て「そらいかんですよ」て、しかし最終的には今回みたいに「ああよかばいた」て、申請書をさせる。なんか納得いかんですよ。本格的な農業委員会の改革が必要じゃなかとですか、意識改革が。

○5番（坂本正敏君） 現地調査は私も同席して現地調査したんですよ。前々回の農業委員会のあつて、次の次の日、7日にですね、夜9時半ごろ電話のあつて、あしたは7時からあるけん来てくれんですかというから、ちょっと興味あつたけんですね、仕事をほつたらかして行きましたけど。あのととき20人ぐらい、県会議員も来て、漁業組合の会長さんも来て、県の課長、そういう方々が来られて、そういう方々はどぎゃん処理しなつたと、そのへんのあとの話は聞いとらんな、どういう処理ばさしたか。そういう書類はなかですか。あのとときまた別室で会議ばせなんていうてから行きよつたでしょう。それもなかつでしょう。

○4番（岡田正治君） 全然お呼びがないんですよ、ただ決定事項みたいにして、さっき言った注意しましたけど。何ば言いよつと。そら揉めんけんですね、そがんしたほうが。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。農業法人に市役所の会議室に来ていただきまして、現状の確認と違反転用の確認、それと今後の対策等を協議をさせていただきました。ちょうどきのう農業法人の代表者の方と連絡が取れまして、地元での説

明会を開催したいということで要望がありましたので、地元の農業委員と漁協関係者と周辺の農家の方を呼んで、今度7月中には説明会の開催を予定しております。以上です。

○4番（岡田正治君） それはそれでいいですけどね、さっきのあれは決定ですか、書類いっちょでもうあげますよ。

○係長（園木俊範君） 先ほどの件になりますけれど、農業法人に届出を出していただくような形でお願いをしておりますので、まずは許可不要転用届出を出していただくような形で話を進めさせていただいております。

○4番（岡田正治君） それがおかしいって言いよるんでしょうが。円満円満って。揉めんごつすませようって。行政の悪いところですか、そういうの。

○係長（園木俊範君） こちらの指導としてですね、届出を出してくださいということで何回も何回もして提出がされない場合は、文書で指導して、その後原状回復という流れになりますので、今回の案件につきましては、届出を出されるということになりますので、許可不要転用届出を出していただいて。

○4番（岡田正治君） じゃあそれは誰が認めたんですか、許可転用をオーケーですよって。県の上でしょう。そがんしなさいよ、丸くすむけん、すませようて、穏便に丸くすませようて。言わんですか、言えるでしょう。誰がそがんしよるかて言えるでしょう。言わんと。言いきらんと。誰の指導の下、ねえ誰の指導の下ですか。農業委員は認めてないよ、多分ここにおられる方も多分認めんでしょうね、何であなたたちが認めると。

○5番（坂本正敏君） 玉名市の農業委員会で決めたんです。農業委員会事務局で、県じゃないです。（「ここで決めた」と呼ぶ者あり）はい。（「へえ、あたたちが決めたたい」と呼ぶ者あり）、（「何で決めた」と呼ぶ者あり）そういう決まりがあるから。（「おかしい穏便にすませようって」と呼ぶ者あり）

○係長（園木俊範君） 先月ですね、農地の違反対策ということでフローチャートを渡しているんですけど、このフローチャートに基づいた形で今回対応をさせていただいております。フローチャート、違反転用事案の手順というのを先月お渡しをしておりますので、その手順に基づいた形で判断をさせていただいております。

○4番（岡田正治君） じゃあ、要するにそれを認めたらたい、今まで言いよった原状復帰、金戻せって言われるよね。じゃあ戻さなんたいなじゃあ。裁判とかいう話聞いたけど裁判にならんですもんね、玉名市は受けきらんけん。間違いてわかっとなるから。裁判費用とか賠償金を払って、すみませんで金払ったほうがよかですね。

○推2番（梅田政次郎君） いろんなことをやるとですね、農業委員に説明をして、そこで可否が決まるわけじゃないですか、流れとか許可とかですね。でも今回の件は

飛び越えてそうしますという事務局からの答えだったので、何でってなるんですよね。

例えば前回、先月農業委員会の会議で、総会で話が出た件なので、よければこういう流れでいこうと思っているんですが、皆さんはどうでしょうかとか、説明があって、そこで話し合いでまとまってその方向に進むならまだわかるんですけど、事務局が勝手にという思われるような流れになっているので、だからこうやって皆さんが、あれだけ大事になって、地元の間人とか県議員さん、市議員さん、いろんな方々が来て、20人ぐらいで問題だよねと言っていたことを、何で事務局だけで進めていたのかなという不思議な感じには思うんですよね。だから一回ここで、もう一回こういうふうでこういう流れで、大体フローチャートがあって、この流れでいくんですけどという説明があって、そこで、いやそれはおかしいんじゃないという話し合いがちゃんとできて、じゃあどうしますかという流れだったら多分筋は通ったのかなと思うんですよね、どうでしょうか。

○4番（岡田正治君）　そして原状復帰は今まで間違いでしたと言われますけど、やっぱり間違えたですか。こちらは躍起になって原状復帰してもらったんですけど、こっじゃいかんばいたていうことで、協議してもらいましたが、お答えを。

○事務局次長（西山美和君）　農地転用の場合、その要件でその基準を満たしていれば、農地転用の申請をして農業委員会の総会に諮って許可するという流れなんですよ。原状復帰の案件は、例えば、農地で農地転用ができないところで、農地転用できないところに転用行為をされている場合、それは許可できないですよ、そういう場合は原状復帰になるのかなと思います。

○5番（坂本正敏君）　転用ができない場所で転用はできんでしょう。そがんところは転用はさるっですか。

○事務局次長（西山美和君）　転用できないところに転用行為をして、事実転用行為をしているところには、そういうところの場合は原状復帰をしてもらう必要があるのかなと思うんですけども、こういう案件、農業法人とかは転用できるところに、先に無断で転用されたことは大変悪いですね。本来申請を先にされている案件ならば許可ができるところなので、そこは申請をしてくださいという口頭指導をした上で、今度提出しますということなので、原状復帰はしていただかなくてもいいのかなとは考えます。

○推2番（梅田政次郎君）　そこはこの写真、前回写真、別の場所でもあったので一緒に見てまわられて、農振に入っているんですね。道路も後ろが広くて、そこにコンクリートで拡張されている。同じような拡張の幅なんだけど、今言われたところの場所は、1種農地じゃない場所、転用できるような場所、でも転用できないような

場所もされているじゃないですか。その場所に関して、道も広い、別に理由づけが、利便性を良くするためにという場所でもなく、もともと道がそこそこ広い場所で、コンクリートで固めて農地を崩して広げる意味がないような場所をされていて、農振地に入っている、そういう場所もあるんです、一緒に見に行かれましたよね。この件に関しては申請で。でも全部が全部転用できる場所じゃないですよ。ほぼほぼが農振に入っているところばかりなので、売られているところは。たまたま転用できそうな農地のところはこの案件なんですけどね。

○事務局次長（西山美和君） 先ほど農用区域内で用途区分変更とかありましたよね、そういう農業用施設、農業に供する施設であるならば、許可が可能ですよね。

○推2番（梅田政次郎君） 農業をやっている方も今まで道路とかされていますね。無断でされていて、始末書を作ってここで議題として出して、皆さん手を上げているからいいんですけど、可決しているんですけど、反対する方が多かったらそれは通らないわけじゃないですか。だから申請は出していて、ここに議案として出るわけですよ。ただ報告のみで勝手に通すのでしょうか。どちらなのでしょうか、こういう今回の場合は。

○事務局次長（西山美和君） 農業法人の案件ですか。

○推2番（梅田政次郎君） 報告のみで勝手に申請出したら通します。

○事務局次長（西山美和君） 農業法人の場合は、許可不要ということで届出のみです。

○推2番（梅田政次郎君） 届出でしたら通りますということですね。ここに上がるわけじゃないですね。

○事務局次長（西山美和君） 議案案件ではないです。

○推2番（梅田政次郎君） 議案案件ではない。じゃあもう出せば通るということ。

○5番（坂本正敏君） ここに申請上ぐつとと上げんとはどがん違うですか、どういう分け方しよつとですか。

（雑談）

○5番（坂本正敏君） 農地売買もここに上げる案件と上げんでよか案件がありますね。そういった感じでよかつかなあ。それとも袖の下かなんか、ごめんばってん。

（雑談）

○8番（本田多美子君） すみません、農業委員8番、本田です。

今の討論はそんな大事なことです。農業委員にとって根幹です。私も一度辞めた人間であるんですけど、そのときの喪失感といいますか、農業委員を辞めたときの、な一ん農業委員しとつたっちゃな一んでけんだつたて正直思いました。いろいろな案件で、どうしても事務局、仕方ないとですよ。ここはこがんクリアすつとしゃがここは通さなわからんて、そういうのがどうしてもあるけんが、自分たちは先に

こがんことしとんなっじゃなかですか、原状に復帰させてくださいというごたつとも。全然、昔々そんな強か市議員さんのおつたですもんね、玉名市に。あの人は何だったかな、その人は原状復帰させなはった。すごかったですよね。俺はさせたもんなて、そういう人も市議員でそういう人も農業委員におんなつたです、私たちの前の代に。

今の案件なんかは、私もこの前、女性農業委員の会のあつてからですね、お話し合いの中で梅田委員のことを言うたつです。がんしてからですね、写真撮つて農業委員会の会の中で、これは間違いじゃなかですかという若者がおるて、そううれしかつたていうことを言うたつです。だけんみんなそのときほかの阿蘇とかいろんな地域の女性農業委員の人たちもびっくりしなつたですもんね。そがん活性化する農業委員会というのは大事なことです。たあだほんなこて現場に行つて、もうしよんなか、オッケーオッケーば出して。ところが、この前、前担当者が来なつたです、2年ぐらゐ一緒やつたです、前担当者が。その前担当者も多分何も知んなはらなつたでしょう。あの人もはまつて原状復帰ば唱えよんなはつたですもんね。私たちもちょうどそのときはみんな、このぐらゐだつたら原状復帰してもらつて、みんな一致した気持ちがみんなにあつたけんが、伊倉八嘉も何件か原状復帰してもらいましたよ。でもそがんすることによつて、お互いの転用ば申請する前にしなつた人もそんな反省もしなつたし、こつちも気持ちよう、じゃあ認めましようていう、そういう気分、気概といふかなあ、なつたけん、みんなもそのときはまとまつたと思つてです。だけんが上でも少しは原状復帰なんかせんちゃよかていふことば言わらんなら、そんな悲しかです、自分たちの仕事は何ばせにやんとだろかて。だけんみんな、事務局も農業委員も一緒の意識ていふかな、そういうのは持つてからせんとしやが、やっぱりこつちの大事な問題にも解決はできんと思つます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

今いろんな意見が出て、皆さんも何かありましたら。

○11番（木村昌治君） 言われることは十分わかるんですけど、じゃあそうなると全て違反したやつは原状復帰じゃないとだめといふことになつたら、全てが対応になるんじゃないかなとちよつと思つたんですけどね。

○8番（本田多美子君） 全てじゃない、ケースバイケースではあつてです。全てそんなことすつとしやがなわからんばつてんが、ひどいときとかなんか。

○11番（木村昌治君） だけんそれは十分わかるんです。ある程度、先ほどの本田委員の話は、地元の中でも話をされとつて、賛成者、反対者いろいろ話の中に出ると思つんですけど、そこの地区の人たちが、これはしやあないなあとかといふ話にもし

なったとするなら、そのへんは仕方ないのかなあとちょっと思ったりしますけどね。

○4番（岡田正治君） まず今の間違いは、地主さんが知らんで動いとるとというのが一番の間違いですよ、順番が間違えとるということですよね。

○議長（下川 安君） 先ほど梅田委員からありましたが、この間出た案件で、事務局で勝手にそのように判断したというようなお話が出ていますが、法的な問題でそういう話でなっただろうと思うんですけれども、手続きの順番というのかな、こういうふうにしていかがですかというように一回話しとけば、梅田推進委員の話もありました。

また、その説明会かなんかがあるのかな、あるんだよね。その時点で何か、その時点でまた皆さん来ていただいて、そういう手順でということで皆さんにもう一回諮ればいいと思うんですけれども、どうですかね。またここで大事な問題だと思います。皆さんからものすごく良い意見が出ました。そういうことで農業委員会もそのへんのところのやっぱり違反の話ですね、少しは皆さんいろいろ始末書が多いのもあるし、そういうのもなかなか皆さんのいろいろな意見もございまして、皆さんのそれぞれの意見を聞いてですね、良い方向に行くかなと思います。

取りあえずは、農業法人はどぎゃんすればいいのかな。だからもう一回説明会があったときに向こうに説明するのかな。そういう方向でいいのかな。どういうふうにしてくれというのは。さっきあったんだけど、農用地区域の中の今、梅田委員が言ったのは、農用地区域の中でそういう現状があるじゃないですか。そこは用途変更かなんかば出さないかとか、そのへんも絡んでくるのかどうかもはっきりわからないので、場所的な問題もあるんだろうと思います。それが農道だったら農業委員でこうですよとか、なんか被害対策でこがんせなんだったですよというのであれば、なんかあるのかどうかわかりませんが、そのへんのところも把握はしとんるかなとは聞きながら思いました。すみません、なんか全部情報が入ってなくて申し訳ないんですけれども。

すみません、皆さんからいろんな御意見がございましたけれども、取りあえず議案のほうに、まだ9番も残っているので。

○議長（下川 安君） すみません、先ほどの議案に移らせていただきます。

9番を除いて13件について委員の説明が終わりましたけれども、皆さんからさっき意見をとったこの件が出てきまして、皆さんからいろんな御意見を出されました。ほかにこっちの議案で何か御質問、御意見があれば。

（なしの声）

○議長（下川 安君） では、採決に移らせていただきます。

議第29号農地法第5条の規定による許可申請13件につきまして、議案どおり

許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第29号、受付番号1番から8番、10番から15番の13件については、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第29号、受付番号9番の審議に入る前に、議事参与の制限規定により、嶋田推進委員の退室を求めます。

— 推10番 嶋田裕一君 退室 —

○議長(下川 安君) 嶋田推進委員が退室されましたので、事務局より9番の説明をお願いします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 7ページをお願いいたします。

9番、申請物件が岱明町上の田781㎡で、転用目的は農業用資材置場及び休憩施設等となります。

申請地は農用地域内にある農地であり、原則許可はできませんが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、農業の用途に供することから許可は可能と判断しています。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る6月29日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) 受付番号9番についても始末書が出ていますので、担当者が読み上げます。

○係長(園木俊範君) — 9番の案件について始末書朗読 —

○議長(下川 安君) それでは、始末書が読み上げられましたので、受付番号、9番の委員の説明をお願いします。

○11番(木村昌治君) 農業委員の11番、木村です。9番の案件について説明します。

申請地は、岱明町上の牧場の施設として利用しているもので、781㎡の農地です。この案件も今、始末書として読み上げられましたとおり、申請地は平成20年より施設内農道、農業用資材置場や従業員休憩室などの施設用地として利用されています。被害防除計画等については、現状のまま推移していくということになります。万が一周辺農地及び隣接住宅等に被害が生じた場合及び恐れがある場合については、申請者が責任をもって対応します。

以上現地調査した結果、現状維持で推移していくことに問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

ただいま9番について委員の説明が終わりましたが、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第29号農地法第5条の規定による許可申請、9番につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第29号、受付番号9番につきましては、許可することに決定いたしました。

ここで議第29号、14件全て採決が終わりましたので、嶋田推進委員の入室を求めます。

— 推10番 嶋田裕一君 入室 —

○議長（下川 安君） 嶋田推進委員が入室されましたので、引き続き審議を行いたいと思います。

次に、議第30号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。申請件数は44件です。

では事務局から説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 9ページをお願いいたします。

議第30号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和5年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

10ページから11ページの総括表と12ページから15ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が7件、19,907㎡、利用権設定が27件の90,821㎡、合計34件、110,728㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局から説明がありましたけれども、皆様から御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第30号農用地利用集積計画の決定44件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をよろしく申し上げます。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第30号につきましては、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長(下川 安君) 続きまして、報告に移ります。報告第18号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第19号農地の形状変更届について、報告第20号許可申請の取下げについての22件を事務局より併せて報告いたします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 16ページをお願いいたします。

報告第18号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告いたします。令和5年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、16ページから19ページまでの18件、合計37,475㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、20ページです。

報告第19号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告いたします。令和5年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は3件の合計4,934㎡の届出を受理しております。

21ページをお願いいたします。

報告第20号許可申請の取下げについて。下記の物件は、許可申請後に取下げの届出があったので報告いたします。令和5年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回農地法第3条の許可申請について1件の取下げを受理しておりますので、報告いたします。

以上、報告を終わります。

○議長(下川 安君) これで本日予定の議案審議、それから報告が終わりました。

-----○-----

6. 閉 会

○議長(下川 安君) これをもちまして令和5年第7回の農業委員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉 会 午後3時45分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年7月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 徳井 勝美

農 業 委 員 境 浩之